

特定技能試験(外食業分野、飲食料品製造業分野)の試験申込における 企業申込試行について(お知らせ)

2023年3月16日更新

一般社団法人外国人食品産業技能評価機構(OTAFF)

OTAFF が実施する外食業分野及び飲食料品製造業分野の特定技能試験（以下「特定技能試験」）について、2023年度第1回試験(2023年6月実施予定)において、下記のとおり試行を行います。

外食業分野及び飲食料品製造業分野での特定技能1号の資格の外国人材の採用等検討中の企業におかれては、本件試行への御参加を御検討ください。

注：2022年度第3回試験（2023年1月実施）の申込手続にて、受験希望者本人からの試験申込に加え、特定技能試験の合格を前提にした採用内定者等の受験機会確保のために企業から試験申込ができる企業申込の試行を実施いたしました。次回の2023年第1回試験では、参加可能企業を拡大して、さらに試行を行うものです。

記

1. 企業による試験申込の趣旨

特定技能1号技能測定試験（外食業分野、飲食料品製造業分野）の合格を前提に採用が内定している、または技能実習2号等から特定技能（外食業分野、飲食料品製造業分野）への在留資格変更を前提に継続雇用が予定されている外国人材(以下「雇用内定等外国人材」)に対し、受験機会を確実に提供するため、個人からの OTAFF 特定技能試験申込手続(※)に加えて、企業から受験希望者の試験申込ができるようにするものです。

個人からの試験申込の場合は、申し込んだ会場の定員を超える申込があった場合は、抽選となりますが、企業からの試験申込の場合は、個人申込よりも先に受験のための席が確保されることになります。

※ 個人からの OTAFF の特定技能試験申込手続

受験を希望する外国人（個人）が事前にマイページ登録を行い、マイページから試験申込みをする手続となっています。

2. 企業による試験申込の試行に参加可能な企業

外食業または飲食料品製造業を営んでいる企業であって、特定技能外国人を直接雇用する企業に限ります。

なお、監理団体や登録支援機関は試行に参加できませんが、試行に参加可能な企業からの依頼を受けて、3に記載する登録作業の事務を代行することは可能です。事務代行の場合でも、3に記載する「企業マイページ」に登録する企業名は試行に参加可能な企業の名称となります。

ただし、仮に虚偽申請があった場合は、依頼元の企業のマイページが利用停止となりますので御注意ください。

(留意事項) 特定技能外国人を受け入れるためには、出入国在留管理庁（以下「入管庁」）が定める「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」等に則し、特定技能外国人を受け入れることができる要件を備えた企業であることが前提です。企業マイページ登録の際に OTAFF はこの要件を審査しませんので、同運用要領等にご留意ください。

【参考】「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」

- ・ 外食業分野の基準について <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004953.pdf>
- ・ 飲食料品製造業分野の基準について <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004952.pdf>

3. 企業による試験申込みの基本的な手続の流れは、以下のとおりです

- ①企業マイページ登録申込み → ②OTAFF 審査 → ③企業登録完了
- ④受験希望者登録 → ⑤OTAFF 審査 → ⑥登録完了
- ⑦試験申込み → ⑧登録受験者本人の受験同意 → ⑨受験料支払い
- ⑩受験確定

(①～⑩までは個人からの申込みの手続きよりも先行して行われます。)

- ⑪受験票発行
- ⑫試験
- ⑬採点・合否判定
- ⑭合否公表(合格者の受験番号を公表)と併せて、企業にも通知
- ⑮企業マイページから合格証書をダウンロード

(⑪～⑮までは個人からの申込者・受験者と同じタイミングで行われます。)

4. 具体的な手続

次の(1)～(3)の企業ごとに、必要な同意事項や添付書類、登録可能時期等が異なります。

※詳細は別表、以下 URL を参照してください。

https://otaff1.jp/img/news/2023shikou_betsu_.pdf

(1) OTAFF の賛助会員 (OTAFF の目的に賛同し、OTAFF の事業に協力する企業・団体) のうち、賛助会員承認時に「外食業または飲食料品製造業を営んでいる」ことが確認済みであり、雇用内定等外国人材に受験機会を確実に確保するという手続の趣旨を理解している企業

※ 賛助会員入会申込は、随時受付中です。必要な書類は次のサイトをご覧ください。

<https://otaff.or.jp/admission/>

賛助会員の入会は OTAFF の理事会での承認が必要です。

2023 年度第 1 回試験(6 月実施)へ賛助会員として今回の企業申込試行を利用される場合、

OTAFF の理事会が 3 月下旬に開催予定であるため、3 月上旬までに賛助会員申込書の提出が必要です。

(2) OTAFF 正会員 (団体※) の会員企業(孫会員含む)であって、「外食業または飲食料品製造業を営んでおり、雇用内定等外国人材に受験機会を確実に確保するという手続の趣旨を理解している企業」として OTAFF 正会員(団体)からの推薦状を有している企業

※ 令和 5 年 2 月現在の OTAFF 正会員(団体)は、以下のとおりです。(五十音順)

- ・一般社団法人 大阪外食産業協会
- ・一般財団法人 食品産業センター
- ・全国水産加工業協同組合連合会
- ・全日本菓子協会
- ・公益社団法人 日本給食サービス協会
- ・一般社団法人 日本惣菜協会
- ・一般社団法人 日本即席食品工業協会
- ・日本ハム・ソーセージ工業協同組合
- ・一般社団法人 日本パン工業会
- ・一般社団法人 日本フードサービス協会

- ・公益社団法人 日本べんとう振興協会
- ・一般社団法人 日本冷凍食品協会

※ 推薦状は以下 URL をダウンロードしてください。

https://otaff1.jp/img/news/suisenjou_youshiki_202303.docx

(3) 外食業または飲食料品製造業を営んでおり、特定技能資格外国人材を直接雇用する企業であって、
上の(1)及び(2)以外の企業

5. 企業マイページから登録できる受験希望者

4の(1)～(3)ごとに登録できる受験希望者と登録の際に必要な添付書類が異なります。具体的には別表 以下URLをご覧ください。

別表 https://otaff1.jp/img/news/2023shikou_betsu_.pdf

6. 企業マイページ登録に必要な入力項目と添付資料

(1) 企業マイページ登録申込み(仮登録申請)

- ① 会社名、担当者名
- ② ログイン用ID (任意に設定)
- ③ 登録手続き用メールアドレス
- ④ パスワード(任意に設定)

(2) 企業マイページ登録

システムから(1)の③のメールアドレスへ本申込み用のURLが送信されますので、そのURLからの登録申込みとなります。

- ① IDとパスワードでログイン
- ② 法人番号:(13桁の番号)
- ③ 会社紹介用のURL
- ④ 郵便番号、住所、担当者名、電話番号等
- ⑤ OTAFFの賛助会員登録の有無
- ⑥ ⑤が賛助会員の「登録有」の場合、賛助会員登録番号を入力すれば、以下は不要
- ⑦ ⑤が賛助会員の「登録無」の場合、OTAFFの正会員からの推薦状の有無
- ⑧ ⑦が正会員からの「推薦状有」の場合、推薦状を添付(jpgまたはpdfでアップロード)
- ⑨ ⑦が正会員からの「推薦状有」の場合、帝国データバンクの企業コード(9桁)がある場合

は、コードを入力

- ⑩ ⑦が「推薦状無」の場合、帝国データバンクの企業コード(9桁)または、法人登記事項証明書を添付 (jpg または pdf でアップロード)
- ⑪ 年間の地域別受験希望者数を入力 (年間の採用計画等を踏まえ、おおよその人数を入力してください。OTAFFにおける会場確保のため参考基礎データとして活用させていただきます。後日、実際の年間受験者数と多少違っていても結構です。)
- ⑫ 企業マイページ利用に際しての誓約と同意
 - ・ 企業申込みの趣旨を御理解の上、趣旨に沿った申込み等を行うことを誓約していただきます。
 - ・ 趣旨に沿わない虚偽申込を行った場合には、企業マイページが利用停止となること等に同意していただきます。

7. 受験者希望者登録に必要な入力項目と添付資料

(1) ログイン

- ① 専用サイトでID、パスワード入力
(登録メールアドレスあてにワンタイム認証番号が送信されます。)
- ② ワンタイム認証番号入力

(2) 受験希望者登録情報の入力

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 国籍
- ⑤ 住んでいる都道府県
- ⑥ パスポート番号
- ⑦ メールアドレス(受験希望者本人に送信できるアドレス)
- ⑧ 顔写真 (jpg でアップロード)
- ⑨ パスポートの写し (jpg または pdf でアップロード)
- ⑩ 在留カードの写し (jpg または pdf でアップロード)
- ⑪ 個人情報利用目的への同意
- ⑫ 雇用状況 (次の選択肢から選択)
 - (ア)社員として雇用中の外国人材
 - (イ)アルバイトとして臨時雇用中の外国人材

(ウ)雇用関係が無い外国人材(4の(1)及び(2)のみ登録可。)

⑬ ⑫が(ア)社員として雇用中の外国人材の場合、本人の健康保険証の写し(記号番号はマスキング)または健康保険・厚生年金保険資格取得確認通知書の写しまたは雇用保険被雇用保険資格取得等確認通知書の写し(jpgまたはpdfでアップロード)

⑭ ⑫が(イ)アルバイトとして雇用中の外国人材の場合、内定通知書、賃金台帳(直近1ヶ月以上のもの)の写しを添付(jpgまたはpdfでアップロード)

※4の(1)及び(2)の企業は、賃金台帳の写しは不要

⑮ ⑫が(ウ)雇用関係無の外国人材の場合、内定通知書を添付(jpg、pdfをアップロード)

※OTAFF 賛助会員の場合

企業(またはグループ企業)における募集から採用に至る手続きフローの都合で、受験希望者の登録時に内定通知書を添付できない場合は、OTAFFが同手続きフローを確認できる情報をOTAFFに事前に提供の上、特定技能試験合格後に採用内定予定であることを証する書面を添付することで登録可能です。

8. 受験希望者登録後の手続

(1) 受験希望者登録後の手続は、3.に記載のとおりであり、次の流れとなります。

企業による受験希望者登録 → OTAFF 審査 → 受験希望者登録完了 → 試験申込
→ 受験希望者本人の受験同意 → 受験料支払い → 受験確定

(2) 試験申込み

企業申込専用サイトに表示される試験会場と日時の中から、希望の会場・日時を選択して試験申込みを行います。現行の個人マイページからの申込みよりも先行して申込手続を行うこととなります。

(3) 受験希望者本人の受験同意

7の(2)の⑦で登録された受験希望者本人のメールアドレスあてに、本人の受験同意を確認するメールがシステムから送信されます。併せて個人情報の利用目的への同意も求めます。

企業マイページのサイトで、登録した受験希望者ごとに同意したか否かがわかるように表示されます。

(4) 受験料支払いは、受験希望者本人(クレジットカード決済、ペイジー決済、コンビニ払が選択可)が行うか企業(クレジットカード決済、ペイジー決済が選択可)が行うかを試験申込の際に選択できます。

(5) 受験料の入金が確認できれば、受験が確定となります。

「受験希望者本人が支払う」を選択した場合、企業マイページのサイトで、登録した受験希望者ごとに、支払ったか否かがわかるように表示されます。

9. 受験票の発行

(1) 受験票発行のタイミング

受験票は、受験が確定してもすぐには発行されません。受験希望者本人による個人マイページからの試験申込手続きが終わり、個人マイページからの受験者確定後に、同じタイミングで受験票が発行されます。

受験票は、企業マイページから pdf ファイルでダウンロードできます。

(2) 受験者への受験票の提供

受験票は、企業担当者から受験者に渡していただきます。受験者には、印刷したものを渡すか、pdf ファイルをメールで送信するかの対応をしてください。

10. 受験

受験票に表示されている試験会場、日時で受験していただきます。遅刻者は受験できません。受験当日に持参するものは、受験票に記載しています。OTAFF の HP の試験案内にも記載しています。

<https://otaff1.jp/gaisyoku/> または、<https://otaff1.jp/insyoku/>

11. 受験後の合格発表と合格証書の発行

(1) 合格発表

すべての会場での試験終了後、3 週間以内に OTAFF の HP で合格発表となります。2023 年度第 1 回特定技能試験（2023 年 6 月予定）については、2023 年 7 月末に合格発表を行う予定です。

(2) 合格証書の発行

合格証書は、合格発表の日に、企業マイページからダウンロードして印刷できます。

印刷したものを出入国在留管理庁への申請の際に使用してください。

出入国在留管理庁が、必要に応じて当該合格証書が真正のものか否か確認できるための参照シ

システムを OTAFF が出入国在留管理庁に提供しています。合格証書に OTAFF の押印がなくても適正な合格証書として扱われます。

12. 企業マイページの登録料及び年間利用料について

(1) 登録料及び年間利用料の要・不要は、4の(1)～(3)ごとに異なり、別表のとおりです。

(別表：https://otaff1.jp/img/news/2023shikou_betsu_.pdf)

(2) 登録料及び年間利用料の具体的な金額及び支払時期、支払方法の詳細は、試行結果等を踏まえて検討し、農林水産省と協議・調整の上、決定することとしています。2023年6月頃を目途に公表する予定です。

(3) 4の(3)の企業は、登録料が必要ですが、試行においては不要です。

(4) 2022年度第3回試験における試行に参加し、すでに企業マイページを登録している企業は、2023年度の年間利用料が必要となります。具体的な金額及び支払時期、支払方法の詳細については、(2)のとおり、今後決定します。企業マイページを継続して利用するか否かについては、利用料額が決定後に各自で御判断いただくこととなります。

(本件照会先：OTAFF 特定技能部 TEL: 03-6261-4949 mail: kigyo_mp@otaff.or.jp)

以上

(参考) 特定技能試験の6月試験(2023年度第1回試験)のスケジュール(予定)

(1) 現行の個人マイページからの試験申込スケジュール

2023年5月上旬	1次申込開始
2023年5月中旬	2次申込
2023年5月下旬	受験者確定・受験票発行
2023年6月中旬	
～7月上旬	試験実施
2023年7月末	合格発表

(2) 企業による試験申込の試行の実施スケジュール(予定)

随時	企業マイページ登録申請
	※受験希望者登録開始日の OTAFF の 2 営業日前までに企業マイページ登録申請を行う必要があります。
	※現在、企業申込サイトは改修中で、3月下旬より利用可能です。
2023年4月上旬	企業マイページからの受験希望者登録
2023年4月中旬	企業マイページからの試験申込、受験者本人同意
2023年5月上旬	受験者確定・受験票発行
	※ 個人マイページからの1次申込開始の前に確定
2023年5月下旬	受験票発行
	※ 個人マイページからの申込者と同じタイミングで発行
2023年6月中旬	
～7月上旬	試験実施
	※ 個人マイページからの申込者と同じ会場で試験
2023年7月末	合格発表